

## 「令和臨調」の概要について

### 1. 名 称

「令和国民会議」（略称：令和臨調）と称します。

### 2. 設立趣旨

- (1) いま、日本の衰退や地盤沈下が叫ばれています。令和臨調は、現役世代の責任として、ポストコロナの社会づくりに向けて、日本の未来をまもり、希望ある日本を創り、育てるために活動します。
- (2) この目的のために、私たちは、平成以来先送りされてきた課題で、党派を超えて取り組まねば前に進むことのできない課題に取り組みます。単に「紙づくり」ではなく、一步でも改革を前に進めるための合意形成活動、世論喚起に取り組み、汗をかきます。とくに、「統治構造改革」「財政・社会保障」「令和の国土構想」をテーマとします。
- (3) こうした営みを通じて私たちは、日本の社会と民主主義の人的・知的・制度的な基盤を少しでも豊かにし、次の時代に引き継ぐことを目標とします。活動のキーワードは、「日本社会と民主主義の持続可能性」です。

### 3. 位置づけと活動の特色

- (1) 令和臨調は、日本生産性本部が主宰し、各界に呼びかけて立ち上げます。事務局は日本生産性本部が務めます。
- (2) 令和臨調は、発足趣旨に賛同する経済界、労働界、学識者等各界有志により組織し、メンバーの志とボランティアな参画により営まれます。
- (3) 令和臨調は合意形成活動の一環として、政府、政党、国会議員、首長等と積極的に交流します。また、マスメディアと交流するとともに、大学生等の次世代有権者と交流・対話しながら合意形成活動を進めます。
- (4) 活動期間は発足から3年をワンサイクルとし、見直しを行います。

### 4. 主たる役職と組織体制

#### (1) 共同代表

- ・令和臨調は共同代表制です。
- ・意思決定機関として共同代表による「共同代表会議」を設けます。

#### (2) 特別顧問

- ・共同代表に対し、大所高所からアドバイスいただくため、特別顧問を置くことができるものとします。

#### (3) 運営幹事

- ・共同代表による会の運営を補佐いただくため、「運営幹事」を置きます。
- ・運営幹事は共同代表の求めに応じ具体的な活動を分担・所掌します。
- ・共同代表の求めにより、「運営幹事会」を適宜開催します。

(4) 主査

- ・専門部会等の運営及び提言とりまとめ等の実務を担う役割として「主査」を置きます。
- ・各主査を束ねて部会間調整を行い、共同代表会議下で全体に関わる企画立案、意見調整を担う役割として、「主査総括」を置きます。

(5) 専門部会の設置（「統治構造」「財政・社会保障」「国土構想」）

- ・共同代表会議の方針に基づきテーマ別の専門部会を設置します。
- ・発足時の専門部会は、第1部会「統治構造」、第2部会「財政・社会保障」、第3部会「国土構想」の3部会体制とします。
- ・各専門部会は共同座長制とし、複数の主査制とします。

(6) 各種交流組織の設置

（平成デモクラシー史検証会議）

- ・平成の歴史や同時代に行われたさまざまな分野の改革の歴史、各界の方々の経験、組織の歴史等を共有し、今後の合意形成活動に生かすため、「平成デモクラシー史検証会議」を設けます。同会議は緩やかな勉強会や各種交流会など様々な仕組みを設け、令和臨調内外のメンバーにも参加を呼び掛けつつ、問題意識や時代認識の共有に努めます。

（令和交流ひろばーコミュニケーション戦略）

- ・次世代有権者との交流・対話の仕組みづくり、SNS等の新たなコミュニケーション手段の活用と発信、グローバルな発信等を含め、令和臨調の合意形成活動の裾野を広げ、深めていくための窓口として、「令和交流ひろば」を設けます。

（国会議員や首長等との交流組織）

- ・国会議員、首長、マスメディア、大学生等の皆さんとの交流・対話を促進します。そのための交流組織を設けます。

(7) その他

- ・その他、その時々において、令和臨調として取り上げる必要があると認めるテーマについては、共同代表会議の判断により、適宜必要な組織や臨時のチームを立ち上げ、テーマの検討並びに合意形成活動を行うものとします。

## 令和臨調 体制図

